

## 【後期高齢者医療保険料が改定されました】 問健康保険課 賦課徴収係 ☎52-5809

後期高齢者医療制度は、75歳以上の人と一定以上の障がいがあると認定された人が加入する健康保険制度です。制度を運営する県広域連合が2年ごとに保険料の見直しを行っています。

令和8年度からは、『子ども・子育て支援金制度』が新設され、今までの保険料率（医療分）と合わせて、子ども・子育て支援納付金に係る保険料率（子ども分）を納付いただくこととなります。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

### 令和8・9年度の保険料

年間保険料額 = 医療分 + 子ども分

#### ■保険料の料率・賦課限度額

	医療分	子ども分
均等割額	63,513円	1,354円
所得割率	11.36%	0.24%
賦課限度額	850,000円	21,000円

#### ■均等割額の軽減制度

法改正により均等割額の軽減要件が変更となりました。世帯主および被保険者の前年の所得金額が次の要件に該当した場合、均等割額の軽減が適用されます。申請は不要です。

軽減内容	軽減要件（令和7年度）	軽減要件（令和8年度）
均等割額：7割軽減 （医療分は7.2割軽減）	所得金額が43万円以下	変更なし
均等割額：5割軽減	所得金額が『43万円 + (30.5万円 × 被保険者数)』以下	所得金額が『43万円 + (31万円 × 被保険者数)』以下
均等割額：2割軽減	所得金額が『43万円 + (56万円 × 被保険者数)』以下	所得金額が『43万円 + (57万円 × 被保険者数)』以下

#### ■被用者保険から後期高齢者医療制度に移行する場合

後期高齢者医療制度の加入前に被用者保険の被扶養者であった人は、保険料の負担を減らすため、所得割額の負担はなく、均等割額は5割軽減されます。申請は不要です。

なお、均等割額の軽減は、資格取得後2年を経過する月までの間に限ります。

## 【後期高齢者医療制度の『お口の健康診断』】

◇期間 令和9年1月31日（日）まで

◇自己負担額 無料

### < 問合せ先 >

健康保険課 保険年金係 ☎52-5809

山口県後期高齢者医療広域連合 業務課

保健事業推進係 ☎083-921-7112

- あなたのお口（口腔機能）は健康ですか？おいしく、楽しく食事をするなどの健康な生活を送るために、お口の健康診断を受診して、お口の状態をチェックしましょう！
- ◇健診項目  
口腔状態（虫歯や歯周病の有無など）、噛む力、舌の動き、のみこむ力の確認
- ◇対象者  
①前年度において75歳年齢到達により新たに被保険者資格を取得した人  
②前年度において障害認定などにより新たに被保険者資格を取得した人  
③受診を希望する人（今年度の新規資格取得者を除く）
- ◇実施場所  
田布施町内の実施歯科医療機関については、受診券に一覧を同封しています。  
田布施町外の実施医療機関についてはお問い合わせください。
- ◇持参品  
・お口の健康診断受診券（水色）  
※①②の人には、郵送しています。  
※③の人は、書面または電話による交付申請が必要です。  
・同封の質問票  
・マイナ保険証または資格確認書など

## 【国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の納付について】

問健康保険課 賦課徴収係 ☎52-5809

7月中旬に今年度の国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の納税(納付)通知書を納税(納付)義務者に送付します。保険税や保険料の支払い方法は次のとおりです。

### ◇納付書または口座振替でお支払いの場合

年額を8回(7月～翌年2月まで毎月)に分けて納付書または口座振替で納付

### ◇年金から天引きでお支払いの場合

年金の支給額から事前に差し引き納付

### ◇条件により納付書または口座振替と年金から天引きの併用となる場合

例1：納付書または口座振替により7月・8月・9月分を納付し、残りの額を10月・12月・翌年2月に年金からの天引きで納付

例2：年金から天引きにより4月・6月・8月分を納付し、残りの額を6回(9月～翌年2月まで毎月)に分けて納付書または口座振替で納付

※国民健康保険税および後期高齢者医療保険料については、保険税(料)の滞納がないなど一定の条件に該当する場合、申請により年金天引きから口座振替に変更することができます。申請は健康保険課賦課徴収係で受付けます。(介護保険料は変更できません。)

なお、口座振替で支払った保険料は、口座名義人が確定申告や年末調整を行う場合に控除対象となります。

※災害など特別な事情により保険税(料)を納めることが困難な場合は、徴収の猶予または減免が適用されることがあります。詳細は、健康保険課賦課徴収係にお問い合わせください。

## 【国民年金保険料の免除申請の受付は7月1日からです】

国民年金には経済的な理由などで保険料を納めることが困難な場合に、本人・配偶者・世帯主の前年所得に応じて、保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

令和8年度(令和8年7月分～令和9年6月分)の免除や猶予を希望する人は、7月1日から健康保険課(1階⑥窓口)または徳山年金事務所で申請ができます。ただし、令和8年6月まで全額免除、納付猶予の承認を受けていた人で、申請時に継続審査を希望した人は改めて申請をする必要はありません。

なお、保険料の納付猶予になった期間は、年金の受給資格期間には算入されますが、年金額には反映されません。10年以内であれば免除・猶予された保険料をあとから納めること(追納)ができ、受給額を増やすことができます。

また、申請月から2年1か月以内に未納の期間があれば、遡って免除・猶予の申請ができます。過去の申請は、随時受付けていますので、保険料を未納のまま放置せず、お早めに手続きをしてください。

詳細は、徳山年金事務所にお問い合わせください。

### ◇問合せ先

- ・日本年金機構 徳山年金事務所 ☎0834-31-2152
- ・健康保険課保険年金係 ☎52-5809



▲日本年金機構  
徳山年金事務所  
ホームページ